

月刊基金

Monthly KIKIN 第60巻 第11号

11

NOVEMBER 2019

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



蓬莱橋 (静岡県)

表紙イラスト 永吉 秀司

大井川に架かる蓬莱橋は全長897.4m、通行幅2.4m。

「世界一長い木造歩道橋」としてギネス社に認定を受けた橋としても知られ、よく晴れた日には橋の中ほどから富士山を望むことができます。

CONTENTS

2

特別寄稿

総合診療専門医の現状や 求められる役割、今後の課題

日本専門医機構 理事・総合診療専門医検討委員会 委員長
日本医師会 常任理事

羽鳥 裕



5

トピックス1

令和元年10月全国基金審査委員長・ 支部長会議を開催

6

トピックス2

審査情報提供事例 (医科) を公表

9

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載124回

その症状、ブラキシズムが原因かも ～日常の食いしばり(噛みしめ)は要注意～

山本歯科医院 (島根県) 山本 国雄

10

特集

医療機関別診療状況調の概況

平成30年度 (平成30年4月～31年3月) 診療分

14

審査委員長に伺いました。

「根拠に基づいた納得できる審査」を目指して

福岡県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長 岡村 健

16

トピックス3

支払基金見学会を開催 (愛知支部)

18

アフリカ各国政府職員が 支払基金神奈川支部を訪問

21

クローズアップ ～支払基金の職員を紹介します～

合同打合せ会を通して、 適正なレセプト提出の支援に貢献

山口支部 審査業務第1課第1係長 山本 貴彦

22

保険請求の基礎知識

26

医療保険等の動き マンスリーノート

28

支払基金における審査状況 (令和元年7月審査分)

30

医療費の動向 診療報酬等確定状況 (令和元年7月診療分)

32

支払基金が受託している医療費助成に係る事業内容の更新

33

インフォメーション

33

人事異動

このたびの令和元年台風19号に伴う災害によりお亡くなりになられた方々へ深い哀悼の意をささげますとともに、被害にあわれた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

皆さまの安全と一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>) に「令和元年台風19号に関するお知らせ」のページを設け、「支払基金からのお知らせ」「厚生労働省からのお知らせ」を掲載しています。
トップページ → 重要なお知らせ → 令和元年台風19号に関するお知らせ

DPCにおける特定入院料の取扱いについては、令和元年9月27日付け厚生労働省通知保医発0927第2号「厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」において、次のとおり記載されています。

【通知 令和元年9月27日付け厚生労働省通知保医発0927第2号】(抜粋)

第3 費用の算定方法

1 診療報酬の算定

(4) 特定入院料の取扱い

医科点数表に掲げる特定入院料のうち、A300 救命救急入院料、A301 特定集中治療室管理料(～中略～)の算定要件を満たす患者については、当該病院が医科点数表に基づく届出を行っている場合には、特定入院料を算定することができる期間に応じ、算定告示別表4から6の表の右欄に掲げる点数を加算する。なお、当該点数を算定する際の包括範囲は、(3)に定める範囲※とし、特定入院料を算定している間に算定できる入院基本料等加算は、次に掲げるものとする。

- ① 略
- ② A301 特定集中治療室管理料を算定している間に算定できる入院基本料等加算
 - ア A205-2 超急性期脳卒中加算
 - イ A205-3 妊産婦緊急搬送入院加算
 - ウ A230-4 精神科リエゾンチーム加算
 - エ A232 がん拠点病院加算
 - オ A234-3 患者サポート体制充実加算
 - カ A236 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
 - キ A244 病棟薬剤業務実施加算(2に限る。)
 - ク A246 入退院支援加算(1のイ及び3に限る。)
 - ケ A247 認知症ケア加算
 - コ A248 精神疾患診療体制加算
- ③～⑫ 略

【参考】

※(3)に定める範囲

(3) 診断群分類点数表等により算定される診療報酬

診断群分類点数表には、医科点数表に掲げる点数の費用のうち、①に掲げる点数(②に掲げる点数の費用を除く。)の費用が含まれるものとする。なお、②に掲げる点数の費用のほか、診断群分類点数表に含まれていない費用については、医科点数表又は歯科点数表により算定する。

① 診断群分類点数表に含まれる費用

イ 第1章第2部第2節 入院基本料等加算

② ①に掲げる点数の費用から除かれる費用

イ 入院基本料等加算のうち、A205 救急医療管理加算からA206 在宅患者緊急入院診療加算まで、A208 乳幼児加算・幼児加算からA213 看護配置加算まで、A219 療養環境加算からA233-2 栄養サポートチーム加算まで、A234-3 患者サポート体制充実加算からA242 呼吸ケアチーム加算まで、A244 病棟薬剤業務実施加算(2に限る。)及びA246 入退院支援加算からA250 薬剤総合評価調整加算までに掲げる費用

本事例については、特定集中治療室管理料1を算定している間にA219療養環境加算を算定しております。令和元年9月27日付け厚生労働省通知保医発0927第2号に、特定集中治療室管理料を算定している間に算定できる入院基本料等加算が記載されていますが、本加算については該当しませんので、ご注意ください。

診療報酬明細書 (医科入院医療機関別包括評価用) 令和1年11月分 県香

1 医科	1 社保	1 単独	1 本入
保険者番号	給付割合		
記号	番号		

氏名: 1男 3昭 43.03.01 生

特記事項: 気道出血(その他) 手術あり

分類番号: 040140xx97xxxxx

ICD 10: R042

主傷病名: R042 咯血
入院の契機となった傷病名: R042 咯血

入院期間: 令和1年11月26日

入院種別: 予定・緊急入院区分: 2 緊急入院

93 (11月請求分)
入1 3,226 × 5 = 16,130
合計 16,130 1.1234 18,120

50 <出来高部分>
92 療養環境加算 25 × 5
特定集中治療室管理料1(7日以内) 12,379 × 5
26日～30日

療養環境加算	25	×	5	=	125
特定集中治療室管理料1(7日以内)	12,379	×	5	=	61,895

事例③ DPC

DPCにおける特定入院料の取扱い